

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 : FMC 830-P
 供給者の会社名称 : 石原ケミカル株式会社
 住所 : 〒652-0806 兵庫県神戸市兵庫区西柳原町 5 番 26 号
 電話番号 : 078-682-2369
 FAX 番号 : 078-682-2320
 担当部門 : 品質保証部
 推奨用途及び使用上の制限 : 自動車塗装用研磨剤(推奨用途以外への使用禁止)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康有害性	皮膚腐食性／刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1
	発がん性	区分 2
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 2 (呼吸器系)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (気道刺激性)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 (肺)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 2 (呼吸器系)
環境有害性	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3

絵表示



注意喚起語 : 危険
 危険有害性情報 :

皮膚刺激
 重篤な眼の損傷
 呼吸器への刺激のおそれ
 発がんのおそれの疑い
 臓器の障害のおそれ (呼吸器系)
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (肺)
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (呼吸器系)
 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 スプレー、ヒューム、ミスト、蒸気を吸入しないこと。
 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

環境への放出を避けること。
適切な保護手袋、保護眼鏡、保護服、保護面を着用すること。

【応急措置】

皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
直ちに医師に連絡すること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
特別な処置が必要である(この製品の SDS を見ること)。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物／容器を地方、地域、国内の法令や国際的法令に順守した危険廃棄物又は特別廃棄物の収集場所に廃棄すること。

他の危険有害性

GHS で扱われない他の危険有害性：
通常の条件下では特に無し。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
水	30-40	H ₂ O	未設定	未設定	7732-18-5
酸化アルミニウム	25-35	Al ₂ O ₃	(1)-23	既存	1344-28-1
灯油	15-25	C _x H _y	未設定	未設定	64742-81-0
乳化分散剤	5-10	非公開	非公開	非公開	非公開
潤滑剤	1-5	非公開	非公開	非公開	非公開
鉱油	1-5	非公開	(9)-1692; (9)-1703	既存	8042-47-5
モルホリン	3.1	C ₄ H ₉ NO	(5)-859	既存	110-91-8
安定化剤	<1	非公開	非公開	非公開	非公開
キシレン	<0.3	C ₈ H ₁₀	(3)-3;(3)-60	既存	1330-20-7
染料	<0.1	非公開	非公開	非公開	非公開

4. 応急措置

応急措置

応急措置 一般：

気分が悪くなった場合は医師の診断、または応急措置を受ける。

ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受ける。

吸入した場合:

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

必要に応じて人工呼吸または酸素吸入を行う。

直ちに医師の診察を受ける。

皮膚に付着した場合:

汚染された衣類は脱衣し、直ちに多量の水と石鹼で洗い流す。

直ちに医師の診察を受ける。

眼に入った場合:

水で数分間注意深く洗う。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。

直ちに医師の診察を受ける。

飲み込んだ場合:

口をすすぐ。

無理に吐かせてはいけない。

吐き気を催さない程度に水又は牛乳を与える。

被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。

直ちに医師の診察を受ける。

応急措置をする者の保護:

適切な保護具を着用する。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

症状/損傷:

吸入した場合:

吸入した場合、刺激(咳、息切れ、呼吸困難)を起こすことがある。

頭痛、吐き気、呼吸器系の炎症を引き起こすことがある。

皮膚に付着した場合:

重度の皮膚熱傷 / 刺激性。

アレルギー性反応を起こすおそれ。

眼に入った場合:

眼腐食性。

飲み込んだ場合:

胃腸の炎症、吐き気、嘔吐、下痢を引き起こすことがある。

慢性症状:

情報なし。

その他の医学的アドバイスまたは治療

対症的に治療する。

5. 火災時の措置

消火剤

適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素

使ってはならない消火剤 : 火災拡散の恐れがあるため、強力なジェット水流は使用しない。

火災危険性

特有の危険有害性:

火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム又はガスを発生するおそれがある。

火災時の反応性:

腐食性蒸気。

消火活動を行う上での注意事項

消火方法:

- この製品は、簡単には燃えない。
- 化学物質の消火活動は慎重に行う。
- 近隣火災時は適切な消火剤を使用する。
- 安全に対処できるならば火災区域から容器を移動する。
- 安全に対処できるならば漏洩を止める。
- 容器の移動が困難な場合は、容器を安全な場所から水噴霧で冷却する。
- 火災区域から退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火する。
- 消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。

消火を行う者の保護:

- 呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。

消火時の保護具:

- 自給式呼吸器。
- 防火服／防災服／耐火服を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

一般的措置:

- 安全なエリアに人員を避難させる。
- 汚染エリアは標識を設けて区画し、部外者の立ち入りを禁止する。
- 作業所の十分な換気を確保する。
- 適切な保護具を着用して作業する。
- 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしてはいけない。
- 作業は風上から行い、蒸気等を吸入しないよう注意する。
- 作業後には、シャワーを十分に浴びる。

環境に対する注意事項

- 環境中への放出を避ける。
- 液体が下水道や公共用水域に流入した場合、行政に通知する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法:

- 大規模の場合: 大規模漏出は、砂や土で封じ込める。
- できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。
- 漏洩した場所は、消石灰、ソーダ灰等で中和した後、多量の水で十分に希釈して洗い流す。
- 洗浄水は回収し、その後廃棄する。
- 認可を受けた産業廃棄物処理場にて処分する。

二次災害の防止策

- 第 10 項に記載されている安定性/反応性における禁忌物質の詳細なリストを参照する。
- 処理後、汚染された場所をきれいに掃除する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:

- 局所排気装置および全体的な室内換気の両方が日常的に必要である。
- 暴露のリスクのあるすべての場所の近くに、救急用の目をすすぐ器具と安全用のシャワーを設置する。

安全取扱注意事項:

- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わない。
- 戸外の空気が十分ある場所/局所的な吸引ができる場所/換気または呼吸保護装置がある所で作業をする。
- 容器は慎重に開封し飛散を避ける。
- 適切な保護衣、手袋、眼または顔面用保護具を着用する。
- 粉じんまたはヒューム吸入の危険がある場合は、自給式呼吸器を着用する。
- 本製品を使用する場所で、飲食・喫煙は行わない。
- 製品を環境中に放出しない。

接触回避:

- 第 10 項に記載されている安定性/反応性における禁忌物質の詳細なリストを参照する。

衛生対策:

- 製品取扱い後には必ず手を洗う。
- 汚染された作業衣は作業場から出さない。
- 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をする。

保管**安全な保管条件:**

- 高温、発火源、直射日光から遠ざけ、乾燥した換気の良い場所に保管する。
- 酸化剤および塩基から離して保管する。
- 一度開封した容器は適切に再密閉し、漏出を防ぐため直立させて保管する必要がある。
- 施錠して保管する。
- 保管期限は最小限にする。

安全な容器包装材料:

- 製品は必ず元の容器と同じ素材の容器に保管する。

技術的対策:

- 適切な換気装置を使用する。

混触禁止物質:

- 酸化剤

8. ばく露防止及び保護措置

化学名又は一般名	管理濃度	許容濃度(産衛学会) (2021 年版)	許容濃度(ACGIH) (2022 年版)
酸化アルミニウム	設定されていない	【粉塵許容濃度】(第 1 種粉塵) 吸入性粉塵 0.5 mg / m ³ 総粉塵 2 mg / m ³	TWA 1 mg / m ³ (R), STEL -
灯油	設定されていない	設定されていない	TWA 200 mg / m ³ (P), STEL - (as total hydrocarbon vapor) (Skin)
モルホリン	設定されていない	設定されていない	TWA 20 ppm, STEL - (Skin)
キシレン	50 ppm	50 ppm(217 mg / m ³)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm

設備対策

- 作業所の十分な換気を確保する。
- 暴露のリスクのあるすべての場所の近くに、救急用の目をすすぐ器具と安全用のシャワーを設置する。

個人用保護具

呼吸用保護具	: 適切な呼吸用保護具 閉所で作業を行う際は送気マスクを着用する。
手の保護具	: 耐酸保護用の手袋
眼の保護具	: 保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具	: 適切な保護衣またはゴム製エプロンを着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 固体
外観	: ペースト
色	: 青色
臭い	: 製品固有臭
融点・凝固点	: データなし
沸点・初留点及び沸騰範囲	: データなし
可燃性	: データなし
爆発限界 (g/m ³)	: データなし
引火点	: 82 °C
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: 9
動粘性率	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
蒸気圧	: データなし
比重(密度)	: データなし
相対ガス密度	: データなし
粒子サイズ	: 非該当

10. 安定性及び反応性**反応性:**

通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しない。

化学的安定性:

常温、および通常の作業条件下で安定。

危険有害反応可能性:

酸化剤と接触して激しく反応する。

避けるべき条件:

加熱、混触危険物質との接触、直射日光を含む全ての熱源

混触危険物質:

酸化剤

危険有害な分解生成物:

一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報

急性毒性

経口	: データ不足の為、分類できない。
経皮	: データ不足の為、分類できない。
吸入: 気体	: 該当しない
吸入: 蒸気	: データ不足の為、分類できない。
吸入: 粉じん / ミスト	: データ不足の為、分類できない。

皮膚腐食性 / 刺激性

区分 2 (区分 1 の成分を $\geq 1\%$, $< 5\%$ 含有するため)

眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性

区分 1 (眼区分 1, 皮膚区分 1 の成分を合計 $\geq 3\%$ 含有するため)

呼吸器感作性

データ不足の為、分類できない。

皮膚感作性

データ不足の為、分類できない。

生殖細胞変異原性

データ不足の為、分類できない。

発がん性

区分 2 (区分 2 の成分を $\geq 1\%$ 含有するため)

生殖毒性

データ不足の為、分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

区分 2 (呼吸器) (区分 1 の成分を $\geq 1\%$, $< 10\%$ 含有するため)

区分 3 (気道刺激性) (区分 3 の成分を $\geq 20\%$ 含有するため)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

区分 1 (肺) (区分 1 の成分を $\geq 10\%$ 含有するため)

区分 2 (呼吸器) (区分 1 の成分を $\geq 1\%$, $< 10\%$ 含有するため)

誤えん有害性

データ不足の為、分類できない。

有害性情報(原材料)

水 (7732-18-5)	
急性毒性 (経口)	区分に該当しない(LD ₅₀ :>90ml/kg)
酸化アルミニウム (1344-28-1)	
急性毒性 (経口)	区分に該当しない(LD ₅₀ :>5000 mg / kg)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3(気道刺激性)(呼吸器への刺激のおそれ)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1(長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (肺))

灯油 (64742-81-0)	
急性毒性 (経口)	区分に該当しない(LD ₅₀ :>5000 mg / kg)
急性毒性 (経皮)	区分に該当しない(LD ₅₀ :>2000 mg / kg)
皮膚腐食性／刺激性	区分 2(皮膚刺激)
発がん性	区分 2(発がんのおそれの疑い)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3(気道刺激性), 区分 3(麻酔作用)(眠気又はめまいのおそれ, 呼吸器への刺激のおそれ)
誤えん有害性	区分 1(飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ)

乳化分散剤	
皮膚腐食性／刺激性	区分 2(皮膚刺激)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2B(眼刺激)

潤滑剤	
急性毒性 (経口)	区分に該当しない(LD ₅₀ :>24 g / kg)

鉱油 (8042-47-5)	
急性毒性 (経口)	区分に該当しない(LD ₅₀ :>5000 mg / kg)

モルホリン (110-91-8)	
急性毒性 (経口)	区分 4(飲み込むと有害 LD ₅₀ :1050 mg / kg bodyweight)
急性毒性 (経皮)	区分 3(皮膚に接触すると有毒 LD ₅₀ :310 mg / kg bodyweight)
急性毒性 (吸入)(蒸気)	区分 3(吸入すると有毒 LC ₅₀ :7.8 mg / l / 4h)
皮膚腐食性／刺激性	区分 1(重篤な皮膚の薬傷)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 1(重篤な眼の損傷)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1(臓器の障害(呼吸器系))
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1(長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(呼吸器系))

安定化剤	
急性毒性 (経口)	区分に該当しない(LD ₅₀ :27000 mg / kg bodyweight)

キシレン (1330-20-7)	
急性毒性 (経口)	区分に該当しない(LD ₅₀ :3500 mg / kg bodyweight)
急性毒性 (経皮)	区分 4(皮膚に接触すると有害 LD ₅₀ :1700 mg / kg bodyweight)
急性毒性 (吸入)(蒸気)	区分 4(吸入すると有害 LC ₅₀ :11 mg / l / 4h)
急性毒性 (吸入)(粉じん/ミスト)	区分に該当しない(LC ₅₀ :29.08 mg / l / 4h)
皮膚腐食性／刺激性	区分 2(皮膚刺激)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2(強い眼刺激)
生殖毒性	区分 1B(生殖能又は胎児への悪影響のおそれ)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1, 区分 3(麻酔作用)(臓器の障害 (呼吸器系, 中枢神経系, 腎臓, 肝臓), 眠気又はめまいのおそれ)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1(長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (神経系, 呼吸器系))
誤えん有害性	区分 1(飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ)

染料	
急性毒性 (経口)	区分に該当しない(LD ₅₀ :5000 mg / kg bodyweight)
急性毒性 (経皮)	区分に該当しない(LD ₅₀ :>3000 mg / kg)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2B(眼刺激)
発がん性	区分 2(発がんのおそれの疑い)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2(長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (血液, 肺))

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

データ不足の為、分類できない。

水生環境有害性 長期(慢性)

区分 3(加算法により)

生態毒性

データなし。

残留性・分解性

データなし。

生体蓄積性

データなし。

土壌中の移動性

データなし。

オゾン層への有害性

モントリオール議定書に記載された物質を含有していない為、分類できないとした。

その他の情報

データなし。

有害性情報(原材料)

灯油 (64742-81-0)	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 3(水生生物に有害)
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3(長期継続的影響によって水生生物に有害)
LC ₅₀ - 魚 [1]	45 mg / l (Exposure time: 96 h - Species: Pimephales promelas [flow-through])
LC ₅₀ - 魚 [2]	1740 mg / l (Exposure time: 96 h - Species: Lepomis macrochirus [static])
EC ₅₀ - 甲殻類 [1]	4720 mg / l (Exposure time: 48 h - Species: Dendroica heteropoda)
BCF - 魚 [1]	61 – 159

鉱油 (8042-47-5)	
LC ₅₀ - 魚 [1]	> 10000 mg / l (Exposure time: 96 h - Species: Lepomis macrochirus)
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	> 6

モルホリン (110-91-8)	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 3(水生生物に有害)
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3(長期継続的影響によって水生生物に有害)
LC ₅₀ - 魚 [1]	350 mg / l (Exposure time: 96 h - Species: Lepomis macrochirus [static])
LC ₅₀ - 魚 [2]	375 – 460 mg / l (Exposure time: 96 h - Species: Oncorhynchus mykiss)
EC ₅₀ - 甲殻類 [1]	45 mg / l
EC ₅₀ 96h - 藻類 [1]	28 mg / l (Species: Pseudokirchneriella subcapitata [static])
BCF - 魚 [1]	0.3 – 2.8
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	-0.84 (at 25 °C (at pH 10.3))
NOEC 甲殻類 慢性	5 mg / l
NOEC 藻類 慢性	30.9 mg / l

キシレン (1330-20-7)	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 1(水生生物に非常に強い毒性)
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1(長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性)
LC ₅₀ - 魚 [1]	13.4 mg / l (Exposure time: 96 h - Species: Pimephales promelas [flow-through])
LC ₅₀ - 魚 [2]	2.661 – 4.093 mg / l (Exposure time: 96 h - Species: Oncorhynchus mykiss [static])
EC ₅₀ - 甲殻類 [1]	3.82 mg / l (Exposure time: 48 h - Species: water flea)
EC ₅₀ - 甲殻類 [2]	0.6 mg / l (Exposure time: 48 h - Species: Gammarus lacustris)
BCF - 魚 [1]	0.6 – 15
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	2.77 – 3.15

染料	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 1(水生生物に非常に強い毒性)
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1(長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性)
LC ₅₀ - 魚 [1]	2650 mg / l (Exposure time: 96 h - Species: Pimephales promelas)
EC ₅₀ - 甲殻類 [1]	0.0942 mg / l
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	3.4 (at 30 °C (at pH 7))

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:

本製品を含む洗浄残渣は危険有害性廃棄物と見なされることがある。

認可を受けた産業廃棄物処理場にて処分する。

廃棄物の処分および外部回収は各地域／または国の規制に準拠して行わなければならない。

汚染容器及び包装:

容器は必要な洗浄を行ってから廃棄する。

空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14. 輸送上の注意

国際規制

道路輸送(UN RTDG)

国連番号	: 非該当
正式品名	: 非該当
輸送危険物分類	: 非該当
容器等級	: 非該当

海上輸送(IMDG)

国連番号	: 非該当
正式品名	: 非該当
輸送危険物分類	: 非該当
容器等級	: 非該当

航空輸送(IATA)

国連番号	: 非該当
正式品名	: 非該当
輸送危険物分類	: 非該当
容器等級	: 非該当

海洋汚染物質 : 非該当

輸送上の注意

特別の安全対策:

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

重量物を上積みしない。

国内規制

陸上規制	: 消防法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、道路法等の規制に従う。
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 153

その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

化審法	:	優先評価化学物質(法第 2 条第 5 項) キシレン モルホリン
労働安全衛生法	:	作業環境評価基準(法第 65 条の 2 第 1 項) キシレン 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9) モルホリン (政令番号 : 604) (3.1%) 鉱油 (政令番号 : 168) (2.0%) 酸化アルミニウム (政令番号 : 189) (29%) 灯油 (政令番号 : 380) (19%) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9) キシレン (政令番号 : 136) (2.7%) モルホリン (政令番号 : 604) (3.1%) 鉱油 (政令番号 : 168) (2.0%) 酸化アルミニウム (政令番号 : 189) (29%) 灯油 (政令番号 : 380) (19%) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第 66 条第 2 項、施行令第 22 条第 1 項) キシレン
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)	:	第 1 種指定化学物質(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) モルホリン (管理番号 : 455) (3.1%) (2023 年 3 月 31 日まで)
毒物及び劇物取締法	:	該当しない
消防法	:	該当しない
水質汚濁防止法	:	指定物質(法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3) キシレン アルミニウム及びその化合物
大気汚染防止法	:	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第 9 次答申) キシレン モルホリン 揮発性有機化合物(法第 2 条第 4 項)(環境省から都道府県への通達) 揮発性有機化合物 揮発性有機化合物(法第 2 条第 4 項)(平成 14 年度 VOC 排出に関する調査報告) 揮発性有機化合物
オゾン層保護法	:	該当しない
土壤汚染対策法	:	該当しない
労働基準法	:	疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1) キシレン がん原性化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 7 号) すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィン
火薬類取締法	:	該当しない
高圧ガス保安法	:	該当しない

船舶安全法	:	該当しない
航空法	:	該当しない
外国為替及び外国貿易法	:	輸出貿易管理令別表第1の16の項(キャッチオール規制)
麻薬及び向精神薬取締法	:	該当しない

16. その他の情報

参考文献:

SDS JIS(Z 7253:2019)
加除式 危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに関係告示 成山堂
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 HP
ezCRIC 日本ケミカルデータベース株式会社
LOLI データベース UL Verification Services Inc.
原料メーカーSDS

免責事項

本文書の記載内容は、現時点で入手可能な資料/情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ/安全性を保証するものではありません。

全ての化学製品は『未知の危険性、有害性がある』という認識で扱うべきであり、その危険性、有害性も使用時の環境、扱い方、あるいは保管状況、保管期間により大きく異なります。

使用、保管、廃棄は、専門的知識、経験のある方または、それらの方々の指導のもとで行ってください。

安全な取扱い方法は、使用者各位の責任において、この情報を参考に決定して下さい。

当社の SDS は、新しい知見、試験等により、予告無く改訂することがあります。